

中間所得層の老後所得の充実に関する研究

社会保障問題研究会 三菱UFJ信託銀行 遠田健

司会 それでは時間となりましたので、セッションGの、「中間所得層の老後所得の充実に関する研究」を始めさせていただければと思います。発表者は、社会保障問題研究会の遠田健様です。それでは遠田様、お願いいたします。

平成28年度 日本アクチュアリー会年次大会

中間所得層の老後所得の充実に関する研究

平成28年11月11日

社会保障問題研究会
三菱UFJ信託銀行 遠田 健

社会保障問題研究会

遠田 おはようございます。日本アクチュアリー会の社会保障問題研究会に所属している、遠田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日のテーマは、「中間所得層の老後所得の充実に関する研究」ということで、お話をさせていただきたいと思います。老後所得の充実ということはよくいわれるのですが、本日はターゲットを中間所得層というところにおいて、お話をしたいと思っています。

では、なぜ中間所得層なのかということですが、どうやら格差が広がっている影響等で、中間所得層のところの所得が減少しているのではないかと。中間所得層の所得が減少すると、ではどのような問題が起きるのかということなのですが、ちょうど一昨日に大きなニュース、アメリカの大統領選挙がありました。トランプさんが大統領の選挙で勝ったという理由の一つに、アメリカでは白人の中間所得層のところ、中間所得層から低所得者層かもしれないのですが、どうも格差の拡大によって生活が苦しいのではないかと。そのようなところが、トランプさんであれば何か大きくアメリカを変えてくれる、そのような期待を持って投票したというのが、一つの要因にあるのではないかと。報道されているようです。中間所得層が昔に比べて生活が苦しいなど、凋落していくようなことがあると、何か予期せぬことが起きるのではないかと、そのような問題意識もありまして、中間所得層を今回テーマとして選ばせていただいております。

本日の要旨

現状認識と課題

- ・ 「21世紀の資本」(ピケティ著)による、格差拡大に対する指摘
⇒格差拡大の結果、中間所得層の所得減少
- ・ 少子高齢化による公的年金の縮小(マクロ経済スライド)
- ・ 自助努力の重要性がますます高まるものの、中間所得層にとって自助努力はむしろ困難な環境に



中間所得層の老後の暮らし向きは悪化することが想定される
→中間所得層をターゲットとした自助努力支援の仕組みが必要

提言

- ・ 既存制度(個人型DC)活用による、自助努力支援の仕組みを導入
 - ・ 補助金の導入による、中間所得層への支援
 - ・ 自動加入方式の導入

この中間所得層を見てもよいかと思ったきっかけですが、約2年前にフランスのピケティさんという方が書いた本、『21世紀の資本』という本が日本でも発売されて、一大ブームになったというのが私のきっかけです。当時、非常に話題になったということもあって、本屋さんでもこの関連書籍等平積みになっていたのですが、私も少しそのブームに乗っかって、本を買って読んでみました。この本では、実際のデータを用いて過去から見ると、今、格差が拡大をしているようだ、トップの所得層が富を独占しつつあるのではないかと、そのようなことがこの本では示されています。

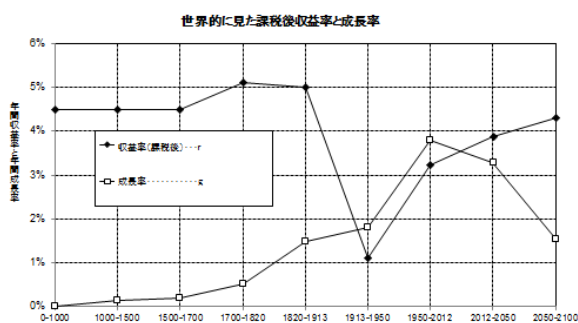
二つ目に、これは皆さんご存じだと思いますが、少子高齢化が進んでいる中で、賦課方式をベースにしている公的年金ですので、そこは縮小していかざるをえない。マクロ経済スライドという方法で、実質的に縮小していくということです。この公的年金の縮小に伴って、自助努力が重要だといわれているわけですが、中間所得層という観点から見ると、格差の拡大で所得が減少しているということを考えると、自助努力が、昔に比べても難しくなっているのではないかとというのが現状かと思います。そのようなことを考えますと、将来中間所得層の方々が老後引退期に入ったときに、生活は、公的年金もその頃には縮小しているという前提に立つと苦しくなるのではないかとということから、中間所得層をターゲットとした自助努力の仕組みが必要なのではないかと考えた次第です。

本日、最後のところで提言を行いたいと思います。その提言要旨ですが、今の既存の制度である個人型DCを活用して、自助努力支援の仕組みを入れたらいいのではないかとということです。例えば大きなところが二つありますけれども、補助金を導入して中間所得層へ支援をしていくこと、自動加入方式、自動的に全員の方が例えば個人型DCに加入するような仕組みを導入してはどうかということです。

1. 中間所得層の老後所得の課題

格差の拡大

- ・ 「21世紀の資本」においてピケティは有名な算式「 $r > g$ 」を用いて、資本の集中(格差)が自動的に増加することを示した
- ・ 経済成長率の低下している21世紀においては資本の集積が進み、格差が拡大している



出所: <http://jibetsv.ose.sna.fr/cepi821a>

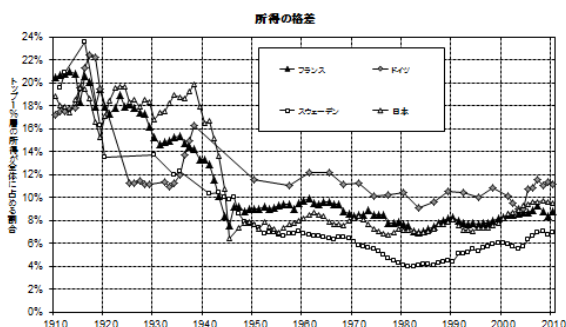
“資本収益率(r)が産出と所得の成長率(g)を上回るとき、資本主義は自動的に、恣意的で持続不可能な格差を生み出す”

初めに、格差の拡大が現状どうかというところを、『21世紀の資本』の数値を用いながら、少し見ていきたいと思います。こちらのグラフですけれども、上の方に出ている黒の太いところが、資本から生まれる収益の率です。過去をさかのぼると4.5%から5%ぐらい昔はありました。戦争の頃1913年から戦後1950年にかけては、収益率が下がっています。これは戦争の影響で富が破壊されたということなのですが、近年収益率はまた上がってきていて、4%ぐらいになっています。

一方、下の白いところが世界の経済成長率ですけれども、これは全体的に資本の収益率よりは低いということが示されています。これが有名な不等式「 $r > g$ 」というのですが、資本の収益率が経済の成長率よりも大きい。これが何を意味するかということですが、資本を持っている人は、そこから生まれる収益が、経済全体の成長よりも大きいということになりますので、その資本を持っている人に資本が集中していく。つまり、格差が拡大をしていくということが、この不等式で示されているということです。

格差の拡大

- ・ 日本においても、トップ1%層の所得が全体に占める割合は近年上昇傾向にある（1980年代の7%から、2010年には9%程度まで上昇している）
- ・ 所得の面から見ても、格差は拡大していると言える



出所: <http://labets.oxe.ox.ac.uk/oxis/21c>

5

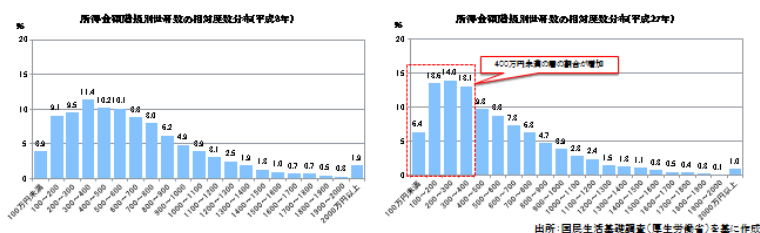
社会保障問題研究会

次にこれも、『21世紀の資本』からの数値なのですが、この数値は所得のトップ1%の層が、全体の所得に対してどれくらい占めているかというデータになります。日本のところを見ていただきたいのですが、1970年から1980年ぐらいの頃を見ていただきますと、大体トップ1%の層が、7%ぐらいの所得を独占していた。これが近年上昇していきまして、9%から10%弱ぐらいまでになっているということが分かります。

こちらの図には入れなかったのですが、ではアメリカではどうかということですが、格差の拡大がもっと大きく、1980年ぐらいは日本と同じ8%ぐらいでそれほど変わらなかったのですが、2010年で見ますと17%ぐらいまで所得の集積が進んでいるということだそうです。少し余談ですが、アメリカは、スーパー経営者と呼ばれる人が高額な給与を取っていることもあって、一部の人に所得が偏っているというのが現状のようです。

格差の拡大

- ・ 所得金額の分布の形状は約20年間で大きく変化し、所得金額400万円未満の割合が高まっている
- ・ また、所得の中央値は大きく減少している(以降、中央値の層を中間所得層として議論する)



出所: 国民生活基礎調査(厚生労働省)を基に作成

	平均所得金額と中央値 (金額単位:万円)	
	平成8年	平成27年 / 平成8年
平均所得金額 (世帯当たり)	659.6	541.9 / 82.2%
中央値	550	427 / 77.6%
(参考)世帯平均人数	2.85	2.49 / 87.4%

・1世帯の平均人数が減少していることや物価の変動等により、世帯当たりの平均所得金額は減少している
⇒直接的には比較できない
一方、中央値を確認すると、平均所得金額よりも減少率が大きい
⇒**中間所得層が低いがシフトしていると考えられる**

【中央値】データを小さい順に並べた場合に、中央に位置する値

6

社会保障問題研究会

次に、日本のデータでもう少し見ていきたいと思います。これは厚生労働省の「国民生活基礎調査」の数値です。左側が平成8年の所得の相対度数の分布で、世帯ごとの所得を並べたものになります。これが、約20年たった平成27年でどうかというものが、右側の図です。ぱっとこのグラフの形状を見て分か

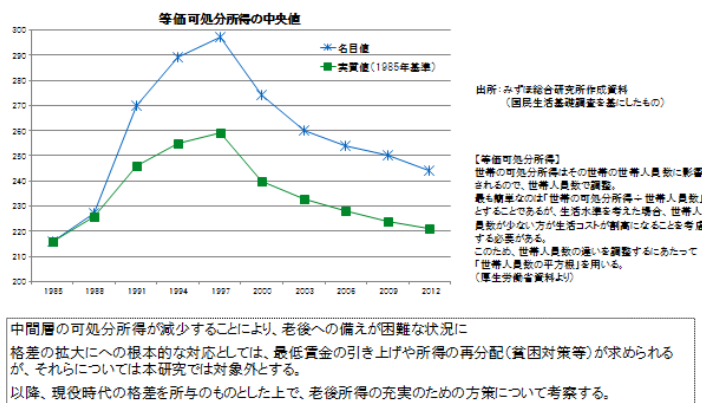
るとおり、所得が低い世帯の割合が増えています。高齢化の影響もあって、高齢の年金所得者が下の方に来ている影響はあるかもしれないのですが、所得が400万円未満のところを見ていただくと、ここの割合が増えているということがわかります。

このグラフを、中央値という観点から見てみたいと思います。中央値とは何かといいますと、全員のデータを並べてちょうど真ん中に位置するところ、下からも半分、上からも半分、人数ベースで見て真ん中に位置するところです。その中央値がどう変わっているかという比率を、スライド左下のところに付けておきます。

平成8年で見ると、所得の中央値は550万円、平成27年で見ると427万円で、77.6%まで減っています。このグラフを見るに当たっての留意点としては、世帯の所得ですので、実際には世帯の人数が減っている影響や、あとは物価の影響等があります。では実際どれくらい1世帯当たりの人数が減っているかというと、2.85から2.49に減少しており87.4%になっています。一方、所得の平均値を見ると82.2%ですので、世帯人数の減少よりも所得の減少の方が大きくなっています。また、中央値でみるとさらに減少幅が大きく、77.6%になっています。これはつまり真ん中の中間の層が、相対的に、より低いところにシフトしているのではないかと思います。今後、中間所得層についてお話しするに当たっては、この中央値のところを中間所得層として定義したいと思います。

格差の拡大

- ・ 物価の上昇や世帯人数の減少の影響を排除するため、物価や世帯人数で補正したものを、時系列で確認
- ・ 一人あたりの可処分所得(物価補正後)の中央値は、1980年代の水準まで低下している



7

社会保障問題研究会

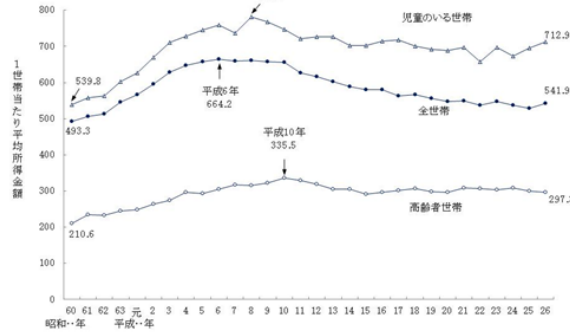
次に7ページです。こちら中央値の統計ですけれども、これは等価可処分所得というもので見えています。等価可処分所得とは何かというと、先ほどのように世帯の所得ですと、世帯の人数構成で変わってくるという影響がありますので、その世帯の人数構成の影響を排除したようなものが、等価可処分所得といわれるものです。具体的には、世帯の人数の平方根を使って調整をする。同じ世帯で暮らしていれば、人が2倍になったからといって生活コストが2倍になるわけではないので、そこは平方根を使うというやり方です。この等価可処分所得の中央値を見ていきます。この緑の線が物価の補正をした中央値ですけれども、直近の2012年のデータを見てみると、1985から88年ぐらいのレベルまで下がってきているということが分かります。

このようなデータを見ますと、やはり中間層の可処分所得は減っているようですので、老後の備えをするのが、やはりだんだん苦しくなっているような状況なのではないかと思います。格差については、根本的にはその格差をなくす方向で、低所得者の方に対しては、最低賃金の引き上げや再分配などが求められ

と思いますけれども、そこまで本日議論すると少し話が長くなりすぎますので、今回は格差の拡大は今あるという前提で、老後についてはもう少し格差が縮まる方策を考えようと、ではどうしたらいいかといった議論を進めたいと思います。

現在の高齢者

- ・ 高齢者世帯の平均収入は約300万円、全世帯平均所得の6割弱
- ・ 全世帯所得が減少傾向にある中、高齢者世帯の所得は横ばい傾向



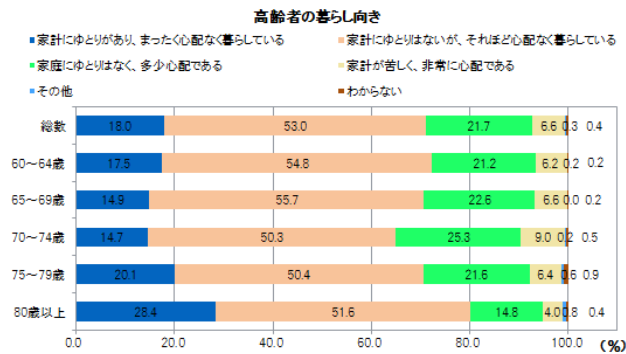
注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成22年の数値は、香川県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3) 平成23年の数値は、福島県を除いたものである。

出所：高齢社会白書（厚生労働省）

次に、今の高齢者の人たちがどのような生活水準なのかということ、データから見ていきたいと思えます。こちらは高齢者世帯の収入と全世帯の収入、あとは児童のいる世帯の収入の推移ですけれども、高齢者世帯については、収入・所得が横ばいでそれほど減っておらず、全世帯で見ると減少傾向にあるようです。高齢者世帯の割合が増えているという影響もあるのだと思いますが、全体としては減っているということがわかります。

現在の高齢者

- ・ 家計が苦しいとの回答は比較的小さい(10%未満)
- ・ 一方、ゆとりはそれほどあるわけではないため、公的年金の水準次第では苦しくなることも想定される



出所：平成29年高齢社会白書（内閣府）

次に、これは『高齢化白書』から持ってきたものなのですが、高齢者の暮らし向きがどうかというアンケート結果です。総数のところを見ていただきますと、「家計にゆとりがある」が18%、「ゆとりはないけれどもそれほど心配していない」が一番多くて53%、「ゆとりはなくて多少心配だ」が21%となっており、この三つを合わせると、それだけで90%以上になっています。ですから、今の高齢者世帯は、それほど苦しくはないのではないかと、このアンケートでは分かるかと思えます。

現在の高齢者

- ・ 高齢者世帯の収入の中央値は242万円(月額約20.2万円)
- ・ 高齢者世帯所得の約7割が公的年金・恩給
- ・ ⇒公的年金の減少が高齢者の生活に与える影響は大きい

各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値
(平成26年調査)

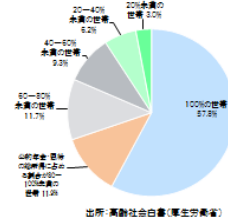
所得金額階級	全世帯		高齢者世帯		年金収入の多い世帯		65歳以上世帯の多い世帯	
	世帯数(千)	中央値(万円)	世帯数(千)	中央値(万円)	世帯数(千)	中央値(万円)	世帯数(千)	中央値(万円)
総数	-	1000	-	1000	-	1000	-	1000
50万円未満	1.2	1.2	2.2	2.2	-	-	1.2	1.2
50～100	6.6	6.4	13.2	11.0	1.5	1.5	7.9	6.7
100～150	13.2	6.7	26.7	12.5	3.7	2.2	19.3	7.9
150～200	20.4	7.2	39.5	13.8	6.7	2.9	29.1	9.5
200～250	27.5	7.0	50.9	11.5	9.5	2.9	33.6	9.5
250～300	34.8	7.3	62.7	11.3	12.4	3.9	43.0	9.4
300～350	41.9	7.1	72.3	10.1	15.0	4.7	51.2	8.2
350～400	48.2	6.9	79.6	8.9	22.4	4.4	55.0	6.8
400～450	53.5	6.9	84.6	8.1	27.7	5.3	60.0	6.0
450～500	58.3	4.8	89.3	6.6	33.1	5.3	67.5	4.8
500～600	66.8	3.8	92.5	4.3	46.1	13.0	74.0	3.8
600～700	73.7	2.9	95.2	2.7	56.7	10.6	79.5	2.8
700～800	80.1	2.4	95.8	1.6	67.3	10.6	83.9	4.4
800～900	85.1	2.0	97.9	1.1	76.4	9.1	88.0	4.1
900～1000	88.8	1.7	98.1	0.2	83.0	6.6	91.0	3.0
1000万円以上	100.0	11.2	100.0	1.9	100.0	17.0	100.0	9.0
平均所得金額(202万円未満)以下の割合(%)		61.2		93.9		97.3		70.0
中央値(万円)		41.5		24.2		62.7		34.0

出所: 国民生活意識調査(厚生労働省)

10

区分	平均所得金額	
	一世帯当たり	1人当たり(1.66人)
高齢者世帯	総所得	209.1万円
	公的年金・恩給	147.8万円 (70.7%)
	給与所得	55.7万円 (26.8%)
	公的年金・恩給	211.9万円 (68.5%)
	財産所得	22.2万円 (7.2%)
	基金以外の社会保険給付金	2.3万円 (0.8%)
全世界帯	住居・その他の所得	16.8万円 (5.4%)
	総所得	307.2万円 (284.2%)

高齢者世帯における公的年金・恩給の所得に占める割合別世帯数の構成割合



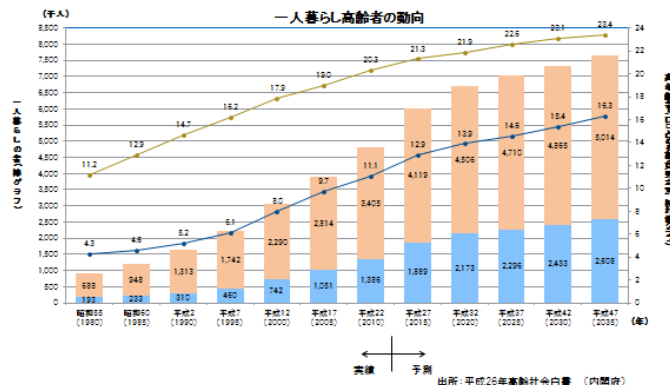
出所: 高齢社会白書(厚生労働省) 社会保障問題研究会

一方、では高齢者の収入がどのようなところからきているかというものが次のページになりまして、やはり多くは公的年金・恩給、これらに依存しているということのようです。右下の円グラフを見ていただきますと、公的年金・恩給が、所得に占める割合が100%という回答が57.8%、80%から100%という回答が11.9%ですので、かなりの高齢者が、公的年金・恩給に依存をしているようです。

では所得の中央値がどうかです。左側の表を見ていただきますと、左から3列目に高齢者世帯の分布が載っていますが、この一番下の数値です。中央値で見ると242万円、これを月額で換算するため12で割ると、月額約20.2万円です。平均値で見るとどうかというのが、この右上の表ですけれども、平均値は約300万円、そのうち公的年金・恩給が200万円ぐらいだということのようです。先ほどのアンケート結果から見ると、現在の高齢者のうち多くの人は何とかやっているといるということですので、この中央値の月額20.2万円ぐらいあれば、恐らく、ゆとりはないまでも何とかやっているといるぐらいの水準かと思われるので、今回の研究ではこの20.2万円をターゲットとして置きたいと思えます。

高齢者の動向

- ・ 65歳以上の一人暮らしの高齢者数は、1980年の88万人から2010年に480万人へ増加
- ・ 一人暮らしの高齢者人口に占める割合も男性4.3%から11.1%へ、女性は11.2%から20.3%へ増加
- ・ 一人暮らしの増加は、高齢者の暮らし向きの悪化要因になることにも留意



11

社会保障問題研究会

次に、これはご参考ですけれども高齢者の動向で、一人暮らしの高齢者が増えているというデータです。平成26年の高齢社会白書ですので、この平成22年ぐらいまでが実績ですが、そこからさらに一人暮らし

高齢者が増えていくだろうという予測です。一人暮らしですと、当然生活のコストも、夫婦で暮らすよりもかかりますので、一人暮らしの人が増えてくるということは、それだけ暮らし向きが悪化するような要因にもなり得るという留意事項になります。

将来の高齢者像(試算)

- ・ 現役時代の所得低下やマクロ経済スライドによる所得代替率低下により、将来の公的年金額は現役時代の賃金対比で減少することが見込まれる

(金額単位:万円)

	平成26年 モデル年金額	マクロ経済スライド による調整終了後 (平成55年度)
基礎年金 x 2	12.8	9.0
厚生年金	9.0	8.5
合計	21.8	17.5

- (注1) マクロ経済スライドによる影響は、単純に所得代替率の比によるものとした(現役時代の賃金対比で確認するため)
 (注2) 年金額は定額給付時の金額
 (注3) マクロ経済スライドによる調整率は、平成26年財政検証結果(厚生労働省)のケースEを使用

結果的に、中間層の厚生年金部分はモデル年金額に届かない可能性も

現在の高齢者の収入の中央値20.2万円(10ページ参照)を必要な生活費と仮定すると、月額2.7万円不足(20年分で648万円)
 ⇒40年で積み立てるならば、月額1.4万円の拠出が必要になる
 夫婦それぞれで積み立てる場合、一人当たり月額7,000円
 ※ 利息は見込んでいない

次のスライドは、簡単な試算ですけれども、公的年金のマクロ経済スライドによってどれぐらい公的年金の収入が減るかというイメージになります。この表の左側が、平成26年の財政検証の数値でして、モデル年金額が、夫婦の基礎年金と片方の厚生年金を合わせて21万8,000円になります。これを単純に所得代替率が62.7%から50.6%に下がるという前提でその比率で落としたもの、これが右側の数値になります。基礎年金のところは2人で9万円、厚生年金のところは8万5,000円、合計で17万5,000円になります。

財政検証のレポートを見ると、物価で割り引いたベースで見れば今の年金よりは増えるという結果にはなっているのですが、今回の研究では、現役世代の所得に比べてどうかという観点で見たいと思います。現役の所得と比較してどうかという観点で見たいと思いますので、単純に所得代替率の比で落としており、賃金上昇率で割り引いたイメージです。本当は、これに加えて、中間層の現役時代の所得が減っているということであれば、厚生年金部分もこのモデルより減るのかなと思いますが、そこまでは正確に織り込むことができませんでしたので、いったんはこのまま厚生年金部分は8万5,000円で見たいと思います。

先ほど前のページで申しました、今の高齢者世帯の中央値である月額20万2,000円をターゲットとするのであれば、この17万5,000円の水準では、2万7,000円毎月不足するわけです。この2万7,000円を、仮に85歳まで穴埋めするという前提で考えますと、単純に20年分として648万円になります。では、この648万円について、将来のために自助努力で積み立てる、例えば40年かけて積み立てるとするならば、利息の影響を見なければ、月額1万4,000円になります。これを夫婦でそれぞれ積み立てるとなると、1人当たり月額7,000円ということになるわけです。

中間所得層の老後所得の課題

- ・ 以上で見てきたことから、将来の高齢者(今の現役世代)の暮らし向きは悪化することが想定される
- ・ 中間所得層をターゲットとした自助努力支援策が今後ますます重要になると考えられる

【現役世代】

- ・ 格差の拡大により、中間層の所得は減少傾向

【現在の高齢者】

- ・ 公的年金への依存度が高い

【将来の公的年金】

- ・ マクロ経済スライドによる給付調整



将来の高齢者の 暮らし向きは悪化？

【対応として考えられること】

1. 高齢期の就業→最も重要であるが、現役世代ほど稼ぐことは難しい、
また、高齢になればなるほど就業が難しくなる
2. 企業年金・退職金→中小企業には企業年金・退職金のない企業も多い
3. 自助努力→上記の補完としての役割が大きい

(参考)

退職給付制度のない企業：約25%
退職一時金制度のみの企業：約50%
出所：厚生労働省資料

一般に、上記の組み合わせで対応するのが現実的であるが、特に65歳以降の公的年金補完の観点から、自助努力の支援についてフォーカスして議論する
議論にあたっては、現時点で最も有力な選択肢である個人型DCをベースとする

こちらが前半のまとめになります。以上までで見てきたデータ等に基づきますと、現役世代の中間所得層の所得は減少しているのではないかと。では、現在の高齢者はどうかというと、現在の高齢者は公的年金の水準がまあまあ高いようですので、ここは問題ないのですが、ただし依存度は高い。つまり、公的年金が減っていけば、生活はどんどん苦しくなっていくということです。ですから、今の現役世代が将来年金を受給する頃には、今の高齢者に比べると暮らし向きは悪化するのではないかとということがいえると思います。

では、その対応として考えられること、これは一般論ですけれども、どのようなものがあるかといいますと、まずは高齢期の就業です。特に60代の前半などは、このあたりが本命なのかなと思いますけれども、やはり労働人口も減ってきますので、働ける人はなるべく働く必要があるのかと、ただし、現役世代ほど働けるわけではないであろうと思いますし、高齢になればなるほど厳しくなっていくので、さらに高齢のところは、高齢期の就業というよりは他の方法が必要なのかと思います。

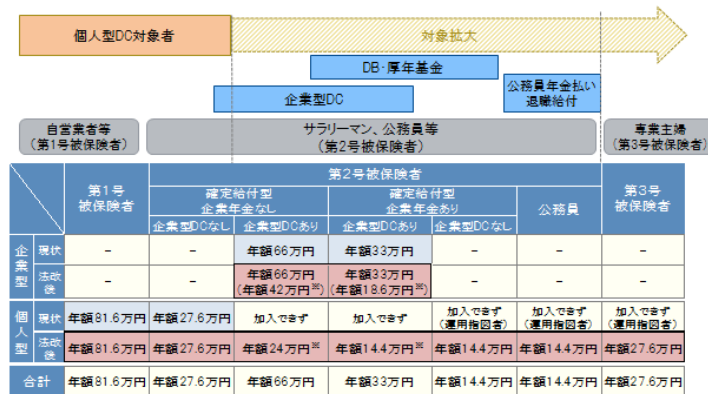
次に、企業年金や退職金というものがありますが、今回ターゲットとしようとしている中間層を見てきますと、やはり企業年金がないところが多いのではないかと、場合によっては、退職金が無いような会社もあるかと思います。右側に参考で付けていますが、これは企業数ベースですけれども、退職給付制度が全くない企業は全体の4分の1ぐらい、退職一時金制度のみの企業は約半分ぐらいです。ですから、今回ターゲットとしている中間層では、この企業年金・退職金については、それほどは望めないかと思います。

そうしますと、最後は自助努力になってきます。これらの対応については、どれか一つというわけでは当然なくて、これらを組み合わせて対応していくということなのだと思います。例えば、60歳から65歳にかけては、就業や、退職金を60歳で受け取るような会社であれば、その退職金を生活費に充てるなどでカバーすることが考えられます。65歳以降になってくると、公的年金も支給開始されますので、公的年金に依存することが多くなっていくのではないかと考えられます。そうした中で、公的年金だけでは足りない部分をどう補完するかという観点で、自助努力にフォーカスをしたいと思います。特に、直近で法改正が行われた個人型DCをベースに何かできないかを考えていきたいと思います。

2. 自助努力の支援

個人型DCの拡充

- 個人型DCの法改正が行われ、平成29年1月1日より加入者の範囲が拡大されるなど、自助努力支援の環境は整いつつある



※ 企業型DCの加入者に個人型DCへの加入を認める旨規約に明記した場合

出所：厚生労働省資料

ここからは、個人型DCについて見ていきたいと思います。個人型DCについては、皆さんご存じだと思いますけれども、平成29年1月から、加入者の範囲が拡大されます。具体的には、3号被保険者の方、公務員の方、企業年金があるような層にも拡大されます。これ自体は個人型DCを普及させるという意味で、非常にいい政策なのだと思います。しかし、今回ターゲットとした中間所得層という観点で考えますと、先ほどの統計にもありましており、企業年金がない会社は非常に多いわけですので、元々個人型DCの加入対象であった方は多いと思います。この表の左から二つ目の、確定給付企業年金がなく企業型DCもない、個人型DCの対象である方です。このような層に対して、個人型DCの加入者を増やしていく、加入を促していくということが必要ではないかと考えます。

資料にはないのですが、人数ベースで見ますと、この2号被保険者は、公務員を除いたベースで見ますと、3,500万人ぐらいです。その中で企業年金がない層が1,800万人ぐらい、つまり、2号被保険者のうち公務員を除いた層の半分強ぐらいが、企業年金がないというゾーンに属していますので、個人型DCを元々使えるわけです。個人型DCを使って、この層の老後所得をいかに充実させていくか、これが鍵になってくるのではないかと考えます。

個人型DCの課題(税制)

- ・ 個人型DCの税制優遇は以下の表のとおり
- ・ このうち、拠出時の所得控除は所得税率の高い高所得者にとって有利な税制と言える
- ・ 一方、中間所得層にとっては、メリットが相対的に低いことが課題
⇒課題①: 中間所得層へのインセンティブ

確定拠出年金の税制優遇

		税制優遇
拠出時	拠出時	全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)
運用時	運用時	非課税
給付時	老齢給付金(年金)	雑所得(公的年金等控除)
	老齢給付金(一時金)	退職所得
	障害給付金	非課税
	死亡一時金	相続税(みなし相続財産)

(注) 上記以外に特別法人税があるが、現在凍結中

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

課税所得が195万円～330万円の場合、節税効果は10%。

このほか、住民税(約10%)の税制優遇もある

(注) 所得税額の計算においては、別途、復興特別所得税が課税される。

16

社会保障問題研究会

では、税制の面から個人型DCの課題を見ていきたいと思います。DC制度ですので、税制優遇は非常に厚く、掛金の拠出時は全額所得控除され、運用時は非課税です。特別法人税が積立金にかかってくるのですが、これは今凍結中です。給付のタイミングでも、年金で受け取る場合は公的年金等控除、一時金で受け取る場合は退職所得扱い、このように非常に税制的には優遇されています。

ただし、ここで中間所得層の立場からどうか考えてみますと、この税制優遇はメリットはあるものの、相対的には少し小さいのではないかと考えられます。掛金拠出が所得控除という形ですので、所得税率が高い方にとって相対的に有利になります。下に所得税の速算表を付けていますが、所得が低い場合、税率が5%とか10%になりますので、所得が低ければ相対的に税制メリットは小さくなります。このため、中間所得層にとって、個人型DCに加入するインセンティブという観点で課題になるかと考えます。

個人型DCの課題(税制)

- ・ 一時金は退職所得控除、年金は公的年金等控除の税制優遇がある

退職所得控除

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

課税退職所得金額=(退職金の支給額-退職所得控除額)×1/2

公的年金等控除

雑所得=公的年金等の収入金額-公的年金等控除額

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	70万円
	130万円以上410万円未満	収入金額×25%+37.5万円
	410万円以上770万円未満	収入金額×15%+78.5万円
	770万円以上	収入金額×5%+155.5万円
65歳以上	330万円未満	120万円
	330万円以上410万円未満	収入金額×25%+37.5万円
	410万円以上770万円未満	収入金額×15%+78.5万円
	770万円以上	収入金額×5%+155.5万円

65歳以上は公的年金等の最低控除額が多い

(注) 所得税額の計算においては、別途、復興特別所得税が課税される

17

社会保障問題研究会

次に、受け取り時の税制ですけれども、先ほど申しましたとおり、退職所得控除と公的年金等控除があります。拠出時も運用時も税金がかからないのに、最後の受け取り時にも税制優遇をしているため、見直しの必要があるのではないかと、よくいわれていたりします。

個人型DCの課題(税制以外)

- ・ 個人型DCには以下の点においても課題があると考えられる

【手数料】

- ① 国民年金基金連合会の手数料等、一定の手数料が必ず必要になる
⇒課題①: 中間所得層へのインセンティブ
拠出額が低い場合、コストが相対的に高く、インセンティブが減少

【使い勝手】

- ② 加入率の低迷⇒課題②
メリットをあまり感じられない場合、わざわざ手間をかけて加入しようと思わない
知名度の問題もあるが、こちらは普及キャンペーン実施中
- ③ 老後所得の原資として有力な退職一時金の受け入れが出来ない⇒課題③
⇒老後所得として有利な運用(非課税)が出来ない
- ④ (個人型DCに限らず)終身年金の選択率が低い⇒課題④
⇒平均余命伸長・低金利環境により、終身年金のコストが高く、
選択率が低いものと考えられる

(ご参考) 個人型DC手数料

手数料項目	運営管理手数料	資産管理手数料	事務手数料 (国民年金基金連合会)
金額	運営管理機関による	768円(年額)	1,296円(年額)

手数料は加入者が負担
初回のみ、国民年金基金連合会に
年額2,777円の加入時手数料が発生

18

社会保障問題研究会

次に、税制以外の観点からは、次のような課題があると考えられます。一つ目に、まず手数料です。個人型DCに入ると、運営管理機関の手数料がかかります。ただ、運営管理機関によってさまざま、一定の残高があればゼロのようなところもあるようです。それ以外に、必ずかかる資産管理の手数料や、国民年金基金連合会の手数料、これは合わせると年額で約2,000円かかります。

例えば、個人型DCに毎月5,000円掛けるということを考えますと、年間6万円の所得控除のメリットを受けられます。ただそうは言っても、最低2,000円の手数料がかかるとなると、税率が低い場合には所得控除のメリットが随分なくなります。運用して増やしたいという方であれば、運用益の非課税メリットはあるのですが、運用益非課税のメリットまでは考えていないということであれば、個人型DCのメリットは相当小さくなってしまいます。

次に、使い勝手の観点ですが、税制メリットが小さいということであれば、わざわざ手間をかけてまで入ろうとは思わないのではないのでしょうか。あとは、そもそも知られていない、知名度が低いという問題もあるかもしれません。これについては、「iDeCo」という名前もつきましたし、普及を目指していくということですので、これは変わっていくかもしれません。

それ以外の課題、三つ目ですけれども、退職一時金の受け入れができないというものです。退職一時金については、せっかく多額を受け取るのであれば、老後所得として使いたいところなのですが、DCでは受け入れることができないという課題です。

最後に、終身年金の選択率が低いという課題です。これは個人型DCに限りませんが、今、金利環境も非常に低い状態ですし、平均寿命も延びています。このような環境ですので、終身年金は相当コストがかかるということだとは思いますが、この選択率が低いために、公的年金の補完という意味で少し物足りないところがあるということ、これが課題だと考えられます。

(ご参考)長寿安心年金

- ・ 生命保険協会より、公的年金を補完するための新たな制度として「長寿安心年金」が提言されている(平成28年2月)

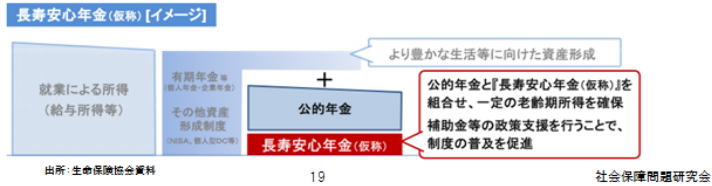
3. 提言 公的年金を補完する『長寿安心年金(仮称)』の創設一

○ 生涯にわたる一定の老齢期の所得(年金)確保に向けて、公的年金を補完する私的年金に求められる重要な以下3点の機能を備えた『長寿安心年金(仮称)』の創設を提言。

(1) **終身性**
一人は何歳まで生きるか予測できず、加齢により就業等による新たな所得確保が困難となるため終身給付が必要。

(2) **安定性**
投資経歴の強い国民層等についても、一定の老齢期の所得(年金)を確実に確保することが必要であるため、年金額が運用成果等によって大きく減少することがない安定性が必要。

(3) **普及可能性**
公的年金を補完するためには、広く国民に普及することが必要であり、そのためには、一部企業の就業者等だけでなく全国民を対象とし、加えてシンプルでわかりやすい制度であることが必要。



ご参考ですけれども、このような問題がある中、生命保険協会から、新しい制度の提言がされています。「長寿安心年金」といわれるものです。これは生命保険会社の個人年金をベースに設計されています。提言には三つポイントがありまして、一つ目は、「終身性」でして、終身年金が必要というもの。二つ目は、「安定性」で、運用成果によって大きく減少しないような、安定したものが必要でしょうというもの。最後に、「普及可能性」として、シンプルで全国民を対象とした制度とするというものです。さらに、一番下になりますけれども、補助金等の支援を行うことで、普及を促進しようといったことが挙げられています。この点については、われわれの研究でも参考にしましたが、ドイツのリースター年金を参考に、提言をされているということだそうです。

(ご参考)年金総合研究所の研究

- ・ 年金総合研究所は「中小企業従業員に対する老後所得のあり方」に関して研究を報告(平成26年7月)

【提言内容】

- ・ ポータビリティが不十分であることを指摘しつつ、積立制度／非積立制度、年金制度／一時金制度を問わず、転職や退職によって得られた退職給付を老後の資産形成のために蓄積することができる受け皿制度を漏れなく提供することを提言する。
- ・ リスク分担の在り方の検討を通して、中小企業の企業年金制度の場合はリスク調整のために複雑な制度を導入するよりも、年金受給権者を制度から切り離す仕組みを導入することが有効であることを指摘する。
- ・ 中小企業に積立型の制度を普及する観点から、個別の設立よりも効率的な総合型制度について、実施可能性を高めるいくつかの提案を行う。
- ・ より多くの労働者が引退のための資産の蓄積に向かうよう、任意性を尊重しつつも「軟らかい強制」の可能性について論じる。
- ・ ポータビリティの拡充に伴い、制度間の差異を整理するために税制を整備するとともに、中小企業にとって税制優遇によるインセンティブの効果が限定的であることを踏まえ、中小企業政策の一環としての外部積立型の退職給付制度に関する事業主拠出に対する一定の支援の必要性を指摘する。

出所: 中小企業従業員に対する老後所得保障のあり方に関する研究報告書(年金総合研究所)

次に、もう一つ研究の事例を挙げたいと思います。年金総合研究所の「中小企業従業員に対する老後所得のあり方」というものです。この研究の中で、特に注目したいと思う点が、一つ目のポータビリティのところ。特に、一時金制度も含めてポータビリティを提供することが必要なのではないかという点が重要で、先ほどの課題にも挙げております。

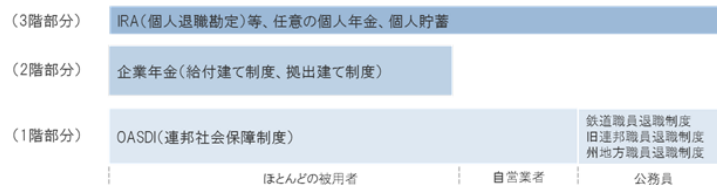
もう一つ注目したいと思っているものが、四つ目の「より多くの労働者が引退のための資産の蓄積に向

かうよう、任意性を尊重しつつも、『軟らかい強制』の可能性」です。具体的にはオプトアウト型というものですけれども、いったん全員の方が加入をして、その上で個人の自由を尊重するために、不要な方は脱退をする、そのような制度が必要ではないかと提言されております。

3. 海外の事例

米国の年金制度

- ・ 自助努力を重視する制度
- ・ 企業年金への税制優遇が厚い
- ・ 企業年金の種類が多様、ポータビリティが充実

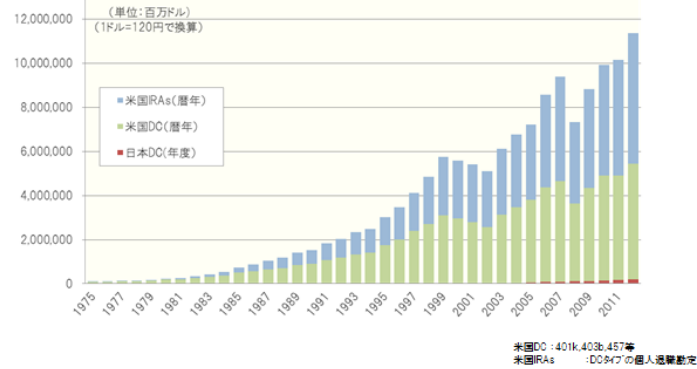


1. 公的年金(1階建)
 - ・ 基礎年金 …… 定額年金。公務員は別制度
2. 企業年金(任意)
 - ・ 内国歳入法とエリサ法で規制
3. 個人年金
 - ・ 自営業者向け…キオプラン
 - ・ 個人用の積立勘定…IRA、退職時に401(k)プラン資産の受け皿(ロールオーバーIRA)として活用

次に、今回の研究の参考としました海外の事例を見ていきたいと思ひます。まずは、アメリカの年金制度ですけれども、1階部分のアメリカ全体、連邦でやっている社会保障制度に加えて、2階部分に企業年金、有名なところではDCの401kといったところがあります。さらにその上に個人の退職勘定、IRA等があります。このIRAが、日本の個人型DCのモデルになったといわれています。少し余談なのですが、この企業年金部分、401kについては、非常に税制優遇が厚いそうです。拠出が非課税になるということはもちろん、拠出限度額が非常に高いようです。

米国IRA

- ・ 個人型DCのモデルであるが、一定の条件・ペナルティの元途中引き出し可能であるなどの使い勝手の良さがある
- ・ myRAのように、手数料がかからないかつ元本割れの可能性の少ない入門編あり
myRA・・・少額投資、手数料無料、米国債投資の特徴を持ったIRA



23

社会保障問題研究会

次に、IRAについてですが、一定の条件でペナルティーがかかるという制約はあるものの、途中で引き出しができるという特徴があります。具体的には所得税がかかって、10%のペナルティーがあるということだそうですが、必要になれば途中で引き出すことができます。日本のDCは、少額でない限りは60歳まで引き出せないという制約がありますが、ここについては違いがあります。

あとは、新しい制度なのですけれども、myRAと呼ばれる、手数料がかからなくて、かつ米国債のような安全資産に投資する、お試しのIRAのようなものが、最近導入されたようです。これはまだ導入されたばかりで、あまり統計は見つかりませんでした。参考になるかと思いますが。グラフは、IRAとDCの残高の推移ですが、直近で12兆ドルぐらいの規模になっているようです。

英国の年金制度

- ・ 2014年年金法により、公的年金は2階建て(基礎年金(定額)+付加年金(所得比例))から1階建て(単一定額年金)へ
- ・ 同法により、適用除外制度(=一定の要件を満たす職域年金の加入者に公的年金の付加年金(旧)への加入免除を容認する制度。コントラクト・アウトという。)を廃止



- 1. 公的年金(1階建て)**
単一定額年金。全国民共通
- 2. 企業年金**
DB型、DC型の実施が可能。中小企業は企業年金が整備されておらず、被用者全体ベースの加入率は低い。
- 3. ステークホルダー年金**
確定拠出型の個人年金。加入は任意。
企業年金加入者数減少(1990年代)の対応策として創設されたが、手数料が高く、普及せず

24

社会保障問題研究会

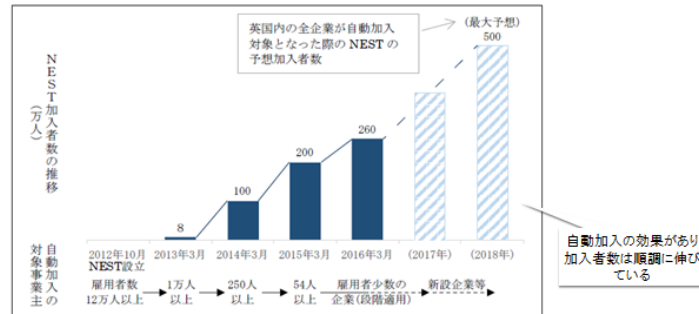
次に、イギリスの年金制度を見ていきます。イギリスは、直近で公的年金を1階建てに変えています。今回研究の参考としたものが、2階部分にあるNESTという制度で、これは企業年金がないところで働いている方が加入するDC制度です。このNESTですけれども、企業年金、職域年金に加入していない方は、自動的にこのNESTに加入することが義務づけられており、一定期間内であれば、個人の自由で脱退することができる制度です。自動加入の対象となる会社は、今、段階的に増やしているということだ

そうです。

英国NEST

- ・ 2012年10月から、従業員は適格な職域年金がNEST (National Employment Savings Trust) のいずれかに自動加入する。一定期間以内であれば、脱退可能(大企業から段階的実施)
- ・ NEST…全ての被用者及び自営業者が低廉な手数料で利用できるDC制度(ターゲットは中低所得者)
掛金は、従業員4%、企業3%、国(税優遇として)1%(2017年まで経過措置あり)

図表3：自動加入の対象事業主の拡がり と NEST 加入者数の推移



出所：NEST, Tata Consultancy services および英国政府資料より三菱UFJペイリーギフォード・アセットマネジメント作成。なお加入者数は凡その数値である。

25

社会保障問題研究会

このNESTは、掛金は従業員と企業が負担し、あとは国が税制の優遇を1%分つけている制度です。順調に加入者は伸びているようで、この2016年3月で見ると、260万人。その先は予想ですが、最大500万人ぐらいが想定されています。制度の特徴である、自動加入をしたうえで脱退したい人は脱退するという点についてですが、その脱退率、オプトアウト率は、想定よりも少し低くて8%ぐらいとのこと。92%ぐらいの人はそのまま加入し続けているようですので、非常に参考になる事例と考えます。

ドイツの年金制度

- ・ 長期雇用が前提で、職域ごとに制度が分立
- ・ 公的年金の給付引き下げに合わせ、補足的老後保障制度(リースター年金)を導入
- ・ 企業年金の規模は大きくないが、日本と同様DB制度が主体



1. 公的年金(1階建、一般制度)
 - ・ 基礎年金 … 報酬比例
2. 企業年金
 - ・ 制度内容と年金原資の調達方法が分離
3. リースター年金
 - ・ 国の補助金、税制優遇のある個人年金

26

社会保障問題研究会

次に、生命保険協会の提言でも参考にされているという、ドイツの年金制度についてです。ドイツの年金制度のうち今回参考にしているところは、3階部分にあるリースター年金です。これは公的年金を引き下げたときに、その補完という観点で導入された年金だそうです。

ドイツリースター年金

- ・ 被用者を対象とする任意加入の私的年金
- ・ 元本保証、支給開始年齢62歳以上、中途引き出し原則不可(中途引き出しを行う場合は補助金及び還付税額の返還が必須)、終身年金の組み込みが必須(年金受給が原則だが、年金原資の30%まで一時金受給可能)

概要

- ・ 2002年導入
- ・ 政府から補助金の支給と所得控除の優遇措置がある(補助金と所得控除のいずれが高い方)
- ・ 2014年度末で1,600万件と高い普及率(加入対象者は約3,000万人)

補助金概要

- ・ 基本補助金
満額受給で154ユーロ
- ・ 児童補助金
満額受給で 2007年以前生まれの子…185ユーロ
2008年以降生まれの子…300ユーロ
- ・ 加入一時金
25歳以下の加入に対して、加入時に200ユーロ
- ・ 基本補助金、児童補助金を満額受給するためには、以下の金額以上の自己拠出が必要
「前年所得(年金保険料の算定対象となる社会保険料算定報酬)×4%－補助金」
⇒前年所得10,000ユーロの場合、「10,000×4%－154＝246ユーロ」が満額受給に必要な拠出

27

社会保障問題研究会

このリースター年金の特徴ですけれども、元本保証で、支給開始年齢が62歳以上、中途引き出しは原則不可だということです。さらには、終身年金が必須になっています。一部については一時金を取れるということだそうですが、原則は終身年金になります。さらに、これに補助金がついてきまして、基本の補助金として満額で154ユーロになります。加えて、子どもがいる場合、児童補助金が加算されます。この児童補助金が、もしかしたら少子化の対策にもなるかもしれないと考えられます。このような優遇措置がありますので、普及率は非常に高く、3,000万人ぐらいの加入の資格ある方のうち、半分以上の1,600万人ぐらい加入しているようです。

4. 提言

28

社会保障問題研究会

以上までの内容もとに、提言を行いたいと思います。

提言

- ・ 中間層の老後所得の充実のため、個人型DCに以下のような変更を加えることを提言

課題①：中間所得層へのインセンティブ

【課題】中間所得層にとっては、個人型DCの税制メリットが相対的に低い

【提言】

- ・ 一定程度の掛金に対し補助金を支給
⇒相対的に所得の低い層の税制メリットを拡充
⇒個人型DCの手数料を上回る補助金を支給することによる手数料のデメリット解消（少額からでもDCを始めるインセンティブになる）

（例）月額掛金の25%を補助金としてDCに拠出（一定金額に制限）

月額8,000円（本人負担）+2,000円（補助金）=月額10,000円

⇒厚生年金被保険者（3,500万人）のうち、企業年金でカバーされていない75%を対象にすると、6,300億円の財源が必要となる

【財源】

- ・ 公的年金等控除・退職所得控除の廃止・縮小（再配分機能の強化）

（参考）公的年金等控除による減収見込み額は約1兆円（国税分）

出所：政府税制調査会基礎問題小委員会（H14.4.19）資料

【その他検討事項】

- ・ 所得制限や、所得に応じて補助割合を減額する等の措置（補助対象者の制限）
（公的年金等控除・退職所得控除の廃止・縮小等による負担増とのバランスを取る必要あり）
- ・ 少子化対策として、子どもに対する奨励金を付加する等の考え方もある
（ドイツのリースター年金を参考）

29

社会保障問題研究会

まず、課題の一つ目に挙げました、中間所得層に対してのインセンティブです。具体的には、税制上のメリットが相対的に低いということもあって、そこが課題だと申しました。これに対して、ではどのような方策が考えられるかということなのですが、リースター年金を参考に、補助金を支給してはどうかという提言です。補助金という形で支給をすれば、所得控除というやり方よりも、中間所得層に対してメリットが相対的に大きくなるのではないのでしょうか。さらに言えば、個人型DCで必ず掛かる手数料を上回る補助金があれば、結果的に手数料負けしたということが起きませんので、手数料のデメリットも解消されるのではないのでしょうか。例えば月額 5,000 円だけからでも始めるなど、少額からでも自助努力を行うインセンティブになるのではないかと思います。

これは一つの例ですけれども、例えば掛金の25%を補助金としてDCに拠出をするという方法があります。一定程度上限を設けないといけないと思いますが、仮に 8,000 円本人が掛金を拠出したら、その4分の1の 2,000 円を補助金としてDCに拠出をして、月額 1 万円の拠出をするような方法が考えられると思います。

例えば、厚生年金被保険者約 3,500 万人のうち、企業年金でカバーされていない 75%で見ると、6,300 億円ぐらい財源が必要になってきます。企業年金のカバー率を人数ベースで見ると、もう少し必要な財源は少なくなるかとは思いますが、財源次第で制度設計を行う必要がありますので、例えば月額 2,000 円の満額を対象者全員の方に補助するのではなく、一定程度の制限を設ける等、必要になってくるかとは思いますが。ですから、あくまでこの金額だと 6,300 億円だということで、理解いただければと思います。

このような政策をするためには、財源が必要になってくるわけなのですが、その財源としては、公的年金等控除・退職所得控除を基にしてはどうかと考えます。公的年金等控除を減らすということであれば、年金が高い方の税金を増やして、それを補助金の原資に充てるということになりますので、これは一つの再配分の機能の強化という考え方になってきます。

これは参考ですけれども、この公的年金等控除の影響で税金が減っている部分がどれぐらいかということで、数値を探してみると、大体 1 兆円分ぐらいということのようです。この 1 兆円を全て廃止してしまうと影響はかなり大きいですが、これを例えばいくらか減らすという方法で、財源を持ってくることはできるのではないかと考えられます。あとはその他として、リースター年金の例にもありますが、児童の補助金のようなものをつければ、もしかしたら少子化対策にもなるのではないかと考えられます。

課題②：加入率の低迷

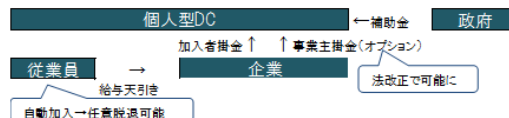
【課題】

加入に手間がかかること等から加入率が低迷している

【提言】

- ・ 企業年金制度の無い企業に対し、強制的に従業員をDC制度へ加入させる(個人型DCを想定)
- ・ 従業員は個人型DCへいったん自動加入するが、任意に脱退可能(オプアウト方式)
- ・ 企業負担軽減のため、併せて加入手続きの簡素化も必要

【イメージ】



【その他検討事項】

- ・ 事業主掛金を義務付けるか、中小企業の負担の能力を勘案して「個人型DCへ従業員を加入させる」事のみを義務付けるか、検討要
⇒事業主掛金を義務付けないのであれば、企業負担は手続きのみ

次に二つ目の課題、加入率の低迷についてです。これはインセンティブが相対的に低いということにも影響されますが、それ以外にも、例えば加入に手間がかかることや知名度が低いといったこともあるかと思えます。この課題に対して、ではどのようなことが考えられるかということで、イギリスのNESTを参考にしました。具体的には、企業年金のない企業に対しては、一律強制的にDC制度へ加入させること、これを義務づけてはどうかというものです。今回想定しているものは、個人型DCです。さらに言うと、個人型DCは加入に手間がかかるといった面もありますので、そこは中小企業の負担にならないように手続きを簡素化するというのも、併せて必要なのではないかと考えます。

イメージですけれども、例えば従業員の給与から天引きをして、企業が直接個人型DCへ入れる形です。今般の法改正によって、中小事業主からもマッチングのような形で拠出することが出来るようになりますので、このような方法を活用するというのも考えられます。さらに言えば、先ほどの課題1に対する提言にあります補助金、これと組み合わせることによって、効果は非常に高まるのではないかと考えます。これについてですが、補助金があるのでぜひDCに加入してくださいという方法ですと、補助金の額次第では、わざわざ入るほどではないと思ってしまうかもしれません。しかし、いったん自動加入したうえで、補助金のメリットがあるということであれば、逆にわざわざ脱退することでもない、多少なりともメリットがあるのだから入っておけばいいと、そのような行動につながるのではないかと考えられます。行動経済学を踏まえて、イギリスのNESTは設計されているということですが、そのような考え方が参考になると思えます。

その他の検討事項ですけれども、今回ターゲットとしている中間所得層は中小企業従業員の方も多いため、中小企業に掛金拠出を義務づけると、それは相当負担になるかと思えます。ですから、今回の例では個人型DCに従業員の給与から自動拠出をするという前提としていますけれども、場合によっては、事業主側の拠出を義務づけるというようなことも考えられます。

課題③：退職一時金の受け入れ

【課題】

・個人型DCへは退職一時金の受け入れが出来ないことにより、老後所得として不利な点がある

【提言】

- ・退職一時金の個人型DC受け入れ
- ・ただし、退職所得控除・公的年金等控除の税制とセットで議論(課題①とセット)

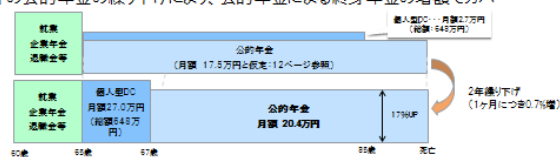
課題④：終身年金の選択率が低い

【課題】

DC制度における終身年金の選択率が低い

【対応策(現行の枠組みを活用)】

- ・金利低迷、長寿化等の影響で終身年金のコストが高いため、公的年金を活用
- ・既存の公的年金の繰り下げにより、公的年金による終身年金の増額でカバー



次に、課題の三つ目ですけれども、退職一時金の受け入れです。これについてですが、退職一時金の受け入れが個人型DCで出来るのであれば、非常にいいことなのだと思いますが、検討に当たっては、税制と併せて考えないといけないかと思っています。元々企業の退職金として支給されているものを個人型DCに受け入れる、将来それを年金で受け取るということであれば、受け取り時の公的年金等控除による優遇があるわけです。そのような優遇を残すのか、場合によっては公的年金等控除の見直し等、税制面を併せて検討する必要があるかと思っています。

最後の四つ目、終身年金の選択率が低いという課題です。これについては、今の環境下だと終身年金のコストが高いということについては避けられようもないかと思っていますので、何かほかの既存の枠組みでできないかと考えています。具体的には何かといいますと、公的年金の繰り下げを利用するという事です。

先ほど、公的年金の所得代替率が下がった後での給付額イメージが17万5,000円という計算をしましたが、これを仮に2年繰り下げ、67歳から受け取るという前提で計算をしますと、約17%公的年金が増えます。月額にすると約20万4,000円ですので、先ほどターゲットとした20万2,000円を超えてきます。この場合、65歳から67歳のところが公的年金をもらえないこととなりますので、この期間に相当する分、事前に積み立てておけばいいこととなります。この空白部分に対しては、先ほど計算した月額2.7万円を20年、一時金に換算して648万円を2年で受け取る方法に変えると、月額27万円と非常に高い金額になります。公的年金の繰り下げは、年金財政に中立的に設計されているとのことですが、実際に計算してみると、受け取る側にとって有利な感じにも見えますので、これを活用するというのも一つの方法かと考えます。

「21世紀の資本」ブーム
→格差拡大について再考するきっかけに

DCの法改正が行われるタイミングは、自助努力のあり方について考える好機
(法改正による効果測定も含め)

また、公的年金等控除の見直しの可能性もある中、年金制度内での再配分のあり方について
引き続き議論されると考えられる



本プレゼンテーションにおける提言が、今後の見直しに少しでも役立てば幸いです

本資料および説明内容は、すべて筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織・グループを代表するものではありません

最後にまとめです。冒頭お話をしましたとおり、『21世紀の資本』がブームになって、格差についていろいろ議論されるきっかけになりました。今回のアメリカの大統領選挙の影響もあり、今後、もしかするとまた格差について議論されるきっかけになるかもしれません。加えて、DC法改正という環境変化もあり、これも自助努力のあり方について考えるきっかけになるかと思います。さらには、引き続き議論されるであろう、公的年金等控除などの税制のところもあります。これらを議論するに当たっては、本日お話をしたような提言も一つの考え方になり得ると思います。例えば、公的年金等控除の観点から言えば、控除額の減額・廃止で税収が上がった部分を、高齢者の中で再配分、つまり、年金額の低い方への給付に回すといったような議論もあるでしょう。今回の提言はそうではなく、今の高齢者の世代の中で少し税金が多くなった部分を、今の現役世代の老後所得の充実のためのインセンティブに回すという考え方で、世代間の再配分になっています。

老後所得の充実という議論はたくさん世の中にありますが、今回、中間所得層というところに絞って少し考えてみましたので、このような観点が今後の見直しに役立てば幸いです。私からは以上になります。

司会 遠田さん、どうもありがとうございました。それでは、まだお時間がございますので、会場の皆様からご質問やコメント等ございましたらお願いいたします。

質問者1 非常に面白い、これから非常に重要になるテーマをありがとうございました。

問題のポイントがいろいろ提示されていると思いますので、この研究自体とてもいい研究だと思うのですが、中間層に限ってこれを今回調べられたということにつきまして、若干、それによって見落とす部分というものが必ずあるのではないかと。その一つが、補完的年金につながらない人、非常に零細企業に勤めているなどという形で、そのようなつながらない人には、公的年金しかないわけです。そうしますと、公的年金の充実というものが一つ大きな課題になって、それは最初の方で触れられていたと思うのです。それでも公的年金の充実を具体的にどうするかということを考えましたら、やはり2013年に公表されました、社会保障制度改革国民会議の報告書がベースになるかと思うのです。それに基づいて、平成26年の厚生年金、国民年金の財政検証では、オプション試算がなされました。そのオプション試算で示されている方向

が、一つの方向であろうと考えられるのですが、それを実施した場合に、それは中間層の底上げにもなっているわけで、その辺を加味すると、もう少し選択肢が増えてくるのではないかというような気がします。

その実際の一つの例が、最後の方に挙げておられた終身年金の拡大というところで、公的年金を活用することなどにつながるといいますし、それからやはり繰り下げを活用することによって、増額されるというメリットもありますので、中間層ということは非常に重要なのですけれども、トータルにそこは考えておく必要があるのかと、そのような印象を持ったところです。しかし、全体的には非常に問題点がよく網羅されていると思います。

一つコメントとしまして、海外の事例という意味で、主な国を挙げておられましたが、カナダが非常に面白い議論をこれについてはしているのではないかと。カナダのアクチュアリー会のホームページにも、少し幅広に、リーマンショックの前後あたりからの文献を調べてみられると、カナダの議論は非常にこの辺、面白い議論をしているのではないかと気がいたします。以上です。

遠田 ありがとうございます。カナダについては今後調べていきたいと思います。前半でおっしゃっていただきました、公的年金のところですが、今回は中間所得層をターゲットにしていますけれども、それよりももう少し低い低所得者層など、自助努力をするといってもなかなか難しい層、その観点から見ると確かに問題があると思います。厚生年金の被保険者を拡大し、現在は国民年金しかないような方も厚生年金を受け取れるようにしたり、基礎年金の所得代替率が低下している問題については、場合によっては公的年金の中で再配分をして、財源を基礎年金に回したりというようなことも、検討が必要かとは思っています。ただ今回は中間所得層というところに絞りましたので、そこまでは議論はできませんでしたが、非常に重要な点ですので、今後はその点も含めて考えていきたいと思います。ありがとうございます。

司会 他に何かございますでしょうか。なければ、若干時間がありますので私から一つだけ、今日お話しいただいた内容について、年金アクチュアリーがどのように関与していったらいいか、あるいは、関与していく可能性があるか、という観点から、何か少し、コメントを頂ければと思います。

遠田 はい。アクチュアリーの見点からということで、私は企業年金の方に携わっているので、直接個人型DCには携わってはいないのですが、例えば最後の終身年金のところについては、公的年金が少し足りないのであれば、その公的年金を増やすために、例えば繰り下げをして少し余計に働けば老後十分な所得が確保できますということを伝えていくことも重要な役割であると考えます。

司会 ありがとうございます。他になければ、以上をもちまして、本セッションを終了したいと思います。今一度、遠田様に大きな拍手をお願いいたします。